

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項から百十一の項までの規定中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表中百十二から百十三の二までの項を削り、百十一の項の次に次のように加える。

百十	旅行業約款	旅行業法第十二条の二第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業約款の認可又は変更の認可の申請に対する審査	一万五千元	認可又は変更認可申請のとき。
二	認可又は変更認可申請手数料			

別表第一中百十三の三の項を百十三の項とし、百十三の四の項を百十三の二の項とし、百十三の五の項を百十三の三の項とし、百二十八の項及び百二十九の項を次のように改める。

百二	削除			
十八				
及び				
百二				
十九				

別表第一の三百五十九の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、「対する検査」の下に「(三百五十九の二の項に係るものを除く。)」を加え、同項

の次に次のように加える。

三百	建築物エネ	建築物のエネルギー	規則で定	三百五十九	完了検査
五十	ルギー消費	消費性能の向上に関	めるところにより	の項に掲げ	申請又は
九の	性能適合性	する法律（平成二十	算定した	る床面積の	完了検査
二	判定を受け	七年法律第五十三号	床面積の	合計の区分	通知のと
	た建築物に	）第十二条第一項に	合計（以	に応じ、そ	き。
	関する完了	規定する建築物エネ	下この項	手数料額に	
	検査申請又	ルギー消費性能適合	において	十二万五千	
	は完了検査	性判定を受けた計画	「算定床	円を加算し	
	通知手数料	による建築物（同法	面積」と	た額	
		及び都市の低炭素化	いう。）		
		の促進に関する法律	が二千平		
		（平成二十四年法律	方メートル		
		第八十四号）の規定	ル以上五		
		により適合判定通知	千平方メ		
		書の交付を受けたと	ートル以		
		みなされる建築によ	内のもの		
		る建築物を含む。三			
		百六十一の二の項に	算定床面	三百五十九	完了検査
		において同じ。）に係	積が五千	の項に掲げ	申請又は
		る建築基準法第七条	平方メー	る床面積の	完了検査
		第一項の規定に基づ	トルを超	合計の区分	通知のと
		く建築物に関する完	え一万平	に応じ、そ	き。
		了検査の申請又は建	方メート	れぞれ当該	
		築物のエネルギー消	ル以内の	手数料額に	
		費性能の向上に関す	もの	十六万二千	
		る法律第十三条第二		円を加算し	
		項に規定する建築物		た額	
		エネルギー消費性能			

	二十九万四千円を加算した額		

別表第一の三百六十一の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、「対する検査」の下に「（三百六十一の二の項に係るものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

三百六十の二	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についての同法第七条第一項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第二項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第	規則で定めるところにより算定した床面積の合計（以下この項において「算定床面積」という。）が二千平方メートル以上五千平方メートル以内のもの	三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に十二万五千円を加算した額	完了検査申請又は完了検査通知のと
		算定床面積が五千平方メートルを超	三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分	完了検査申請又は完了検査通知のと	

[illegible]

る審査のうち、 同法第十一条 第一項に規定 する非住宅部 分（以下この 項、三百九十 九の五の三の 項、三百九十 九の六の項、 三百九十九の 八の項及び三 百九十九の十 の項において 「非住宅部分 」という。） であって建築 物エネルギー 消費性能基準 等を定める省 令（平成二十 八年経済産業 省・国土交通 省令第一号。 以下この項、 三百九十九の 五の三の項、 三百九十九の 六の項、三百 九十九の八の 項及び三百九	床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも の	七十九万円	計画提出 又は計画 通知のと き。
	床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ ートル未満のも の	九十万円	計画提出 又は計画 通知のと き。
	床面積が五万平 方メートル以上 のもの	百十二万四 千円	計画提出 又は計画 通知のと き。

十九の十の項において「基準省令」という。〕第一条第一項第一号イの基準を用いたものに係る審査				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第一条第一項第一号ロの基準を用いたものに係る審査のもの
床面積が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	二十四万円	床面積が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	三十二万円	床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの
計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。
計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。	計画提出又は計画通知のとき。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部	床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十九万円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	九十万円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が五万平方メートル以上百二十万平方メートル未満のもの	百十二万円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が三百平方メートル以上九万六千平方メートル未満のもの	九万六千円	計画提出又は計画通知のとき。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部	床面積が三百平方メートル以上十五万二千平方メートル未満のもの	十五万二千円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が十五万二千平方メートル以上二十四万五千平方メートル未満のもの	二十四万五千円	計画提出又は計画通知のとき。

					分であつて基 準省令第一 条第一項第 一号の基準 を用いたも のに係る審 査					
					ル未満のもの				き。	
					床面積が五千平方メートル以上 一万平方メー トル未満のも の		三十二万円		計画提出 又は計画 通知のと き。	
					床面積が一万平方メートル以上 二万五千平方 メートル未満 のもの		三十八万四千円		計画提出 又は計画 通知のと き。	
					床面積が二万五千平方メートル 以上五万平方 メートル未満 のもの		四十五万円		計画提出 又は計画 通知のと き。	
					床面積が五万平方メートル以上 のもの		五十八万三千円		計画提出 又は計画 通知のと き。	
三百	建築物エネ	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則（平 成二十八年国土交通省令第五号 ）第十一条の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能確保計画 の軽微な変更に関する証明書の					三百九十九	交付請求 のとき。		
九十	ルギー消費						の五の三			
九の	性能確保計						項に掲げる			
五の	画軽微変更						手数料額と			
四	証明書交付						同一の金額			
	手数料									

		交付		
--	--	----	--	--

別表第一の三百九十九の六の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「（以下この項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「非住宅部分」という。）」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「基準省令」という。）第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同表の三百九十九の八の項中「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同表の三百九十九の十の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

（奈良県行政財産使用料条例の一部改正）

第二条 奈良県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「六一〇円」を「六六〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三六〇円」を「三五〇円」に、「三一〇円」を「三〇〇円」に、「九四〇円」を「

「

六	六〇円
五	五〇円

を

六	八〇円
五	四〇円

「

に、「四八〇

円」を「四七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「九〇〇円」を「

九二〇円」に、「七四〇円」を「七三〇円」に、「六五〇円」を「六三〇円」に、

三 円	五 円
--------	--------

を

四 円	六 円
--------	--------

に、

二 三 円	一 六 円
-------------	-------------

を

二 五 円	一 七 円
-------------	-------------

に、「一二円」を「一一円」に、

三 三 円	二 三 円
-------------	-------------

を

三 五 円	二 四 円
-------------	-------------

に、「二七円」を「一六円」に、「四九円」を「五三円」に、「三五円」を「三六

円」に、「二九円」を「二八円」に、「二五円」を「二四円」に、「六六円」を「七一円」に、「四六円」を「四七円」に、「三四円」を「三三円」に、「九八円」を「

一一〇円」に、

七 〇 円

を

七 一 円

に、

五 〇 円

を

四 九 円

に、			
「	「		
<table> <tr> <td>三〇円 一</td><td>九三円</td></tr> </table>	三〇円 一	九三円	「
三〇円 一	九三円		
を	「		
<table> <tr> <td>四〇円 一</td><td>九五円</td></tr> </table>	四〇円 一	九五円	「
四〇円 一	九五円		
に、			
「六七円」を「六五円			

に、					
「	「				
<table> <tr> <td>三〇円 二</td><td>六〇円 一</td></tr> <tr> <td>三〇円 三</td><td>三〇円 二</td></tr> </table>	三〇円 二	六〇円 一	三〇円 三	三〇円 二	「
三〇円 二	六〇円 一				
三〇円 三	三〇円 二				
を	「				
<table> <tr> <td>五〇円 二</td><td>七〇円 一</td></tr> <tr> <td>五〇円 三</td><td>四〇円 二</td></tr> </table>	五〇円 二	七〇円 一	五〇円 三	四〇円 二	「
五〇円 二	七〇円 一				
五〇円 三	四〇円 二				
に、					
「一二〇円」を「一一					

〇円」に、

「一七〇円」を「一六〇円」に、

六〇円	六
六〇円	四

を

一〇円	七
-----	---

に、	
「三四〇円」を「三三〇円」に、	
「八七〇円」を「九五〇円」に、	
「	
七〇円 四	

六二〇円」を「六三〇円」に、「五一〇円」を「五〇〇円」に、「四五〇円」を「四
四〇円」に、

六〇円	四
二〇円	三

を「

〇〇円	五
三〇円	三

」に、「二四〇円」を

「二三〇円」に改める。

（奈良県立公園条例の一部改正）

第三条 奈良県立公園条例（昭和二十九年四月奈良県条例第九号）の一部を次のように
改正する。

別表中「三一〇円」を「三〇〇円」に、「四八〇円」を「四七〇円」に、「六五〇
円」を「六三〇円」に、「四五〇円」を「四四〇円」に改める。

（奈良県農業研究開発センター分析手数料条例の一部改正）

第四条 奈良県農業研究開発センター分析手数料条例（昭和三十一年十月奈良県条例第
六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五千五百五十円」を「六千百円」に改める。

（奈良県道路占用料に関する条例の一部改正）

第五条 奈良県道路占用料に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号）の
一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占 用 物 件		単 位		占 用 料			
第一種電柱	第二種電柱						
〇〇〇円	六六〇円	第一級地	第二級地	所 在 地			
六八〇円	四四〇円	第三級地	第四級地				
五四〇円	三五〇円	第五級地	第六級地				
四七〇円	三〇〇円	第七級地	第八級地				

法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物									
第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他 上空に設ける線 類	地下に設ける電 線その他の線類	路上に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	
一本に つき一 年									
長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年
一、 四〇〇円	五九〇円	九五〇円	一、 三〇〇円	五九円	六円	四円	五八〇円	三五〇円	
九二〇円	四〇〇円	六三〇円	八七〇円	四〇円	四円	二円	三九〇円	二四〇円	
七三〇円	三二〇円	五〇〇円	六九〇円	三二円	三元	二円	三一〇円	一九〇円	
六三〇円	二七〇円	四四〇円	六〇〇円	二七円	三元	二円	二七〇円	一六〇円	

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		
一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年					
一、 二〇〇円	五〇〇円	三、 八〇〇円	一、 二〇〇円	二五円	三五円		
七九〇円	三三〇円	一、 七〇〇円	七九〇円	一七円	二四円		
六三〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	一三円	一九円		
五四〇円	二三〇円	六七〇円	五四〇円	一一円	一六円		

法第 三十 二条 第一 項第 二号 に掲 げる 物件	外 径が○・一メ ートル以上○・ 一五メートル未 満のもの	外 径が○・一五 メートル以上○ ・二メートル未 満のもの	外 径が○・二メ ートル以上○・ 三メートル未満 のもの	外 径が○・三メ ートル以上○・ 四メートル未満 のもの	外 径が○・四メ ートル以上○・ 七メートル未満 のもの	外 径が○・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の
長さ一 メートル につき 一年	五 三 円	七 一 円	一 一 〇 円	一 四 〇 円	二 五 〇 円	三 五 〇 円
	三 六 円	四 七 円	七 一 円	九 五 円	一 七 〇 円	二 四 〇 円
	二 八 円	三 八 円	五 七 円	七 六 円	一 三 〇 円	一 九 〇 円
	二 四 円	三 三 円	四 九 円	六 五 円	一 一 〇 円	一 六 〇 円

法第	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設						法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			
	祭礼、縁日その他の催しに際し、	その他のもの	路地下に設ける通路	路上空に設ける通路	地下街及び地下室			外径が一メートル以上のもの		
					の	階数が三以上のもの				階数が二以上のもの
方メー	積一平	占用面	年つき一トルに方メー積一平占用面							
三八円	一、 二〇〇円	一、 一〇〇円	一、 九〇〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	一、 二〇〇円	七 一〇円		
一七円	七九〇円	五二〇円	八七〇円				七九〇円	四七〇円		
一〇円	六三〇円	二九〇円	四八〇円				六三〇円	三八〇円		
七円	五四〇円	二〇〇円	三四〇円				五四〇円	三三〇円		

和 二 (昭 行 法 道 二 昭 令 施 路					施 げ に 六 項 第 一 二 三 設 る に 号 第 一 条 十				
祭 礼、 縁	標 識	看板 (ア) チ であ る も の を 除く。				その他のもの			
		一時的に設けるもの		その他のもの		その他のもの			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	九 五 〇 円	八 〇 〇 円	三、	三 八 〇 円	三 八 〇 円				
	六 三 〇 円	七 〇 〇 円	一、	一 七 〇 円	一 七 〇 円				
	五 〇 〇 円	九 六 〇 円		九 六 円	九 六 円				
	四 四 〇 円	六 七 〇 円		六 七 円	六 七 円				

十七		年政	令第	四百	七十	九号。	以下	「令	「と	いう。	「第	七条	第一	号に	掲げ	る物	件																				
チ		ア		ー		お		旗		幕		令第		七条		第四		号に		掲げ		る工		事用		施設		であ		るも		のを		除く。		「	
その他の		の		断するも		車道を横		もの		その他の		祭礼、縁		日その他		の催しに		際し、一		時的に設		けるもの		その他の		もの		その他の		の		除く。		「			
月		つき		一基に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に		一本に			
一、		八〇〇円		三、		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円		三八〇円		三八円	
八七〇円		七〇〇円		一、		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円		一七〇円		一七円	
四八〇円		九六〇円				九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円		九六円		一〇円	
三四〇円		六七〇円				六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円		六七円		七円	

第八 七条 令第				令第七号に掲げる施設 る仮設建築物及び同条 第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げ る工事用施設及び同条 第五号に掲げる工事用 材料	令第七条第二号に掲げ る工作物				もの
	地下 階数が一	の 上空に設けるも もの	トンネルの上又は 高架の道路の 路面下（当該路 面下の地下を除 く。）に設ける もの			年 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	一二〇円	三八〇円	一、 二〇〇円	七九〇円	六三〇円	五四〇円	九〇〇円
			Aに〇・〇一七を乗じて得た額	七九円	一七〇円					
			Aに〇・〇一九を乗じて得た額	六三円	九六円					
			Aに〇・〇二四を乗じて得た額	五四円	六七円					

[illegible]

施 設	掲 げ る	三 号	第十 七条	令第 七条	令第七 条第十二号に掲 げる器具	物 建 築	仮 設	応 急	掲 げ る	掲 げ る	一 号	第十 七条	令第 七条	場 駐 車 動 車 び 自 設 及 る 施
の	上空に設けるも	の	面下に設けるも	路（高架のものに限る。）の路	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路	その他のもの		の	上空に設けるも		もの	路面下に設ける	トンネルの上又は高架の道路の	その他のもの

Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	額	〇一を乗じて得た
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額				Aに〇・〇一七を乗じて得た額		〇一二を乗じて得た
	Aに〇・〇一九を乗じて得た額				Aに〇・〇一九を乗じて得た額		〇一四を乗じて得た
	Aに〇・〇二四を乗じて得た額				Aに〇・〇二四を乗じて得た額		〇一七を乗じて得た

	その他のもの		Aに〇・〇三四を乗じて得た額
その他前各項により難い占用	前各項に準じて知事が定める額		

別表の備考7中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

（奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正）

第六条 奈良県流水占用料等に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「六一〇円」を「六六〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三六〇円」を「三五〇円」に、「三一〇円」を「三〇〇円」に、「九四〇円」を「一、〇〇〇円」に、

六六〇円	五五〇円
------	------

を

六八〇円	五四〇円
------	------

に、「四

八〇円」を「四七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「七四〇円」を「七三〇円」に、「六五〇円」を「六三〇円」に、

一三〇円	九三円
一四〇円	九五円

を

に、「六七円」を「六五

一二三〇円	一六〇円	一二五〇円	一七〇円	一二一〇
-------	------	-------	------	------

円」に、

三三〇円	一三三〇円
------	-------

を

三五〇円	一四〇〇円
------	-------

に、

一七〇

円

円

を

一一〇円	一六〇円
------	------

に、

六六〇円	四六〇円
------	------

を

七一〇円	四七〇
------	-----

円

に、

「三四〇円」を「三三〇円」に、

一一〇円	七七円	六四円	五
------	-----	-----	---

六円

を

一二〇円	七九円	六三円	五四円
------	-----	-----	-----

に、「一、〇八〇円

--	--	--	--	--

」を「二、一六〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、

六三〇円	五五〇円
------	------

を	六二〇円	五三〇円
に、「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「		

一、五四〇円」を「一、五八〇円」に、「二、二八〇円」を「二、二六〇円」に、「

一、一二〇円」を「一、〇八〇円」に、	三〇〇円	三二〇円
を		
に、「		

二二〇円」を「二二〇円」に、「一五〇円」を「一四〇円」に、「八二〇円」を「八
八〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「四二〇円」を「四〇〇円」に改め、
同表の備考4中「一平方メートル」を「〇・〇一平方メートル」に、「一メートル」
を「〇・〇一メートル」に、「切り上げて」を「切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。